

令和7年度 ふくおか地域貢献活動サポート事業

この事業は「福岡県共助社会づくり基金」を活用しています

応募要項

募集期間

2025/3.17_月 ▶▶ 4.25_金

<問合せ・応募先>

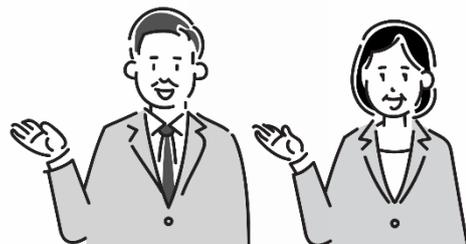
コラボステーション福岡 協働班
(福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課)

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL ☎ 092-643-3938
FAX ☎ 092-643-3848
MAIL ✉ kyodo@pref.fukuoka.lg.jp

コラボステーション福岡ホームページ
<https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/>

目次

1. 目的・趣旨	02
2. 寄附者の意向	02
3. 募集する事業	02
4. 事業実施期間	03
5. 補助金額	03
6. 補助対象経費	03
7. 補助事業による収入	04
8. 応募できる団体	04
9. 募集期間	05
10. 応募方法	06
11. 応募書類	06
12. 審査	07
13. 事業報告書の提出	08
14. 留意事項	08
15. 事業スケジュール(予定)	09
16. ご寄附をいただいた方の紹介	10



1 目的・趣旨

本事業は、NPO、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動を支援するため、福岡県共助社会づくり基金を活用して実施するものです。

県が協働事業の企画案を募集し、外部有識者による審査を経て、補助金の交付対象となる事業を決定します。

協働とは

協働とは、ボランティア団体・NPO、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

(出展：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針」(福岡県))

福岡県共助社会づくり基金とは

本県では、NPOや企業、行政などの多様な主体が地域の課題を解決するため、互いに支え合い、共に助け合う「共助社会」の実現を目指しています。

本基金は、この趣旨に賛同いただいた県民や企業の皆さまの思いを「寄附」というかたちでお預かりし、「多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動」へとつなぐ基金です。

2 寄附者の意向

本事業は、イオン九州株式会社、九州朝日放送株式会社、明治安田生命保険相互会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、大坪GSI株式会社、株式会社ダイエーをはじめとした皆様からの福岡県共助社会づくり基金に対する寄附金を活用して県が実施するものです。

多様な主体の協働による共助社会づくりに寄与する活動や災害復興支援及び防災活動、困難な状況にある子どもたちへの支援活動、県民の健康増進に資する活動に充てて欲しいとのご意向が示されています。

3 募集する事業

県内で実施する事業で、下記の要件を満たす企画案を募集します。

(1) 自由提案型

- ① 多様な主体が協働で地域課題の解決にあたる事業
 - ② 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした公益性の高い事業
- なお、同一事業内容での応募は原則として3回までとします。

(2) テーマ型 災害支援枠

多様な主体が協働で行う県内被災地の復興支援及び防災活動
[対象となる活動の一例]

被災地の復旧作業・復興支援、被災者への支援(心と体の健康維持、生活支援、医療・介護支援、子ども支援、障がい者支援等)、森林・農地の復旧支援・防災保全、被災地の植樹活動、地域防災活動支援

※ 補助金を支援物資の購入や寄附に充てる事業は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

(3) テーマ型 困難な状況にある子どもの支援枠

多様な主体が協働で行う困難な状況にある子どもたちへの支援活動

[対象となる活動の一例]

子どもの居場所づくり、子ども食堂の運営、学習支援、貧困家庭の子ども支援、体験活動提供、相談支援

(4) テーマ型 健康増進枠

多様な主体が協働で行う県民の健康増進活動(ワンヘルスの推進)

[対象となる活動の一例]

県民が行う健康増進活動の普及支援、がん啓発、動物とのふれあいによる健康づくり

【対象とならない事業】

○社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業

・営利を目的とする事業

・特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

・政治や宗教に関わる事業

○福岡県から補助又は委託を受けている事業(受ける見込みのある事業)

4 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和8年3月末日まで

5 補助金額

1件あたりの上限額は50万円とします。

上限内であれば、申請額は問いません。事業に必要な経費を適正に計上してください。

※ 補助金の額は、次に規定する補助対象経費の合計額から補助事業によって得た収入を除いた額又は補助上限額のいずれか低い額の範囲内とします。なお、補助金の交付決定の際に企画提案いただいた事業費を査定する場合があります。

6 補助対象経費

事業実施に要する次の経費とします。

なお、費目については、社会貢献活動に要する経費「社会貢献活動費」と事業の情報発信に要する経費「情報発信費」に区分して計上※してください。

※計上箇所・・応募様式3号(「収支予算書」2支出の部)

費目	内容(例)
謝金	外部講師等に支払う謝金
旅費	事業従事者の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
消耗品 ・材料購入費	消耗品・材料(食材は除く)等の購入費(ただし、1個当たりの単価が5万円未満のものに限る)
委託費	外部に委託するパンフレットやチラシ等の印刷製本費、看板作成費等 (見積書やカタログなど積算根拠となる書類を添付してください)
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
保険料	ボランティア等の傷害保険料等
使用料	会議室等の賃借料、付属設備使用料等、リース料等
人件費	事業従事者に支払う手当・給料等
その他	その他事業実施に必要な経費 (内容と使途目的を具体的に記載してください) (見積書やカタログなど積算根拠となる書類を添付してください)

※次の経費は補助対象外です。

- ・財産形成につながるもの(工事請負費、備品購入費)
- ・食糧費(飲食代、接待茶菓子等)

7 補助事業による収入

参加料の徴収や作成する印刷物を販売するなど、事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。

補助対象経費から当該事業による収入を差し引いた金額が補助上限額を下回る場合、その金額が補助金限度額となります。

例	補助対象経費が 60 万円で 20 万の収入が見込まれる場合 60 万円 - 20 万円 = 40 万円(補助金限度額) < 50 万円
---	---

なお、事業実施の結果、予算を上回る収入額が発生し、補助金と収入額の合計が補助対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

8 応募できる団体

- (1) 応募できる団体は、NPO、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体(以下「協議体」という。)とします。

※ 協議体は、少なくとも2団体以上で構成される必要があります。同じ主体同士(NPOとNPOなど)で構成される協議体も対象となります。

※ NPO 法人は、特定非営利活動促進法に規定する事業報告書等を所轄庁へ提出していることが条件となります。

- (2) 協議体は、以下の条件を全て満たすものとします。
- ア 代表者、副代表、監事、会計責任者が定められていること(代表者と監事は別の団体に所属していること)
 - イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること
 - a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - b 協議体の意思決定方法
 - c 協議体を解散した場合の地位の承継者
 - d 協議体の事務処理及び会計処理の方法
 - e その他、協議体の運営に関して必要な事項
 - ※ 協議体の規約例を、福岡県共助社会づくり基金ホームページに掲載しています。
 - ウ 行政やその外郭団体が協議体の代表団体でないこと
 - エ 代表者が同一である団体又は資本関係がある団体のみで構成されていないこと
- (3) 協議体の代表団体は、以下の要件を全て満たすものとします。
- ア 福岡県内に事務所等を有すること。
 - イ 活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに1年以上にわたり継続的に活動していること。(特定非営利活動法人にあっては、法人格を取得する前の任意団体としての活動歴を含む。)
 - ウ 事業案の遂行に必要な組織・人員を有する団体であること。
 - エ 不特定かつ多数のものの利益(公益)の増進に寄与する活動を行っていること。
 - オ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。
 - カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること。
 - キ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること。
 - ク 暴力団、暴力団員が役員や被雇用者である団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと。

9 募集期間

令和7年3月17日(月)から令和7年4月25日(金) ※17時必着
事業説明会を令和7年3月28日(金)10時からオンラインで実施します。
※詳細は、コラボステーション福岡ホームページをご覧ください。

10 応募方法

- ・ コラボステーション福岡(社会活動推進課 協働班)に応募書類一式を郵送・電子メールにより送付又は持参してください。なお、提出された資料は返還しませんのでご了承ください。
- ・ 本応募要項による事業の企画提案は、1協議体につき1提案に限ります。

- ・ また、同一の団体が、複数の企画提案について、事業の代表団体となることはできません。
- ・ 応募に係る経費は全て応募団体の負担となります。

11 応募書類

(1) 必要な書類は次のとおりです。応募書類の大きさ及び規格は、日本産業規格 A4縦型とします。

※ 様式は、コラボステーション福岡ホームページからダウンロードできます。



①～⑤・・・協議体について提出
 ⑥・・・構成団体すべてが提出(行政機関を除く)
 ⑦～⑪・・・代表団体のみ提出

①	企画提案書(様式1号)
②	事業計画書(様式2号)
③	収支予算書(様式3号) 委託費、その他の経費がある場合は、それに係る積算根拠資料を添付してください
④	協議体の役員名簿(様式4号)
⑤	プロジェクト従事者名簿(様式5号)
⑥	団体調書(様式6号) ※構成員である <u>団体ごと</u> に作成(行政を除く)
⑦	代表団体の定款又はこれに代わるものの写し
⑧	代表団体の直近1年間の事業報告書の写し(又はこれに代わるもの)
⑨	代表団体の直近1年間の活動計算書(収支計算書)、 貸借対照表及び財産目録の写し(又はこれに代わるもの)
⑩	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことを確認した旨の書面(様式7号) ※法人格を持たない任意団体が代表団体となる場合のみ
⑪	団体の目的等についての誓約書(様式8号) ※代表団体のみ(特定非営利活動法人は除く)
⑫	その他参考資料 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料がある場合は、A4で5枚以内にまとめて提出してください
⑬	その他知事が必要と認める書類 応募書類提出後、当課から連絡があった場合のみ提出してください

- (2) 提出部数
1部(添付書類及び参考資料含む)

12 審査

- (1) 必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等の対応をお願いする場合があります。
- (2) 福岡県共助社会づくり基金運営委員会における審査を経て、採択事業を決定します。運営委員会における審査に際し、令和7年5月19日(月)・20日(火)にプレゼンテーションをお願いする予定です。なお、プレゼンテーションはオンラインで実施予定です。
ただし、予備審査として書類審査を行い、プレゼンテーションの対象事業を予め選定することがあります。
- (3) 審査基準は、概ね次のとおりです。

項目	着眼点	自由	災害	子ども	健康
目的・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 目的・課題・ニーズの把握は明確で適切か 寄附者が設定したテーマや趣旨に合致しているか 	○	○	○	○
公益性・社会貢献性	<ul style="list-style-type: none"> 広く社会の利益にかなうものか(特定の者・組織の利益につながっていないか) 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会にとって必要性、重要性が高いものか 	○			
	<ul style="list-style-type: none"> 被災地にとって緊急性、必要性、重要性が高いものか 被災地の復興に資するものか 災害に強い地域づくりに資するものか 		○		
	<ul style="list-style-type: none"> 貧困など困難な状況にある子どもの支援に直結し、必要性、重要性が高いものか 			○	
	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康づくりに資するものか 				○
独創性・先進性	<ul style="list-style-type: none"> 団体の特性や専門性が活かされた独創性のある提案か 課題を解決する手法等に、他の模範となる先進性があるか 	○			

事業の実現性	・事業を適切かつ確実に実施できる人員、体制を有しているか ・事業に計画性や具体性があり、実現可能な内容か ・屋外で実施する事業の場合、荒天等の対応を想定しているか	○	○	○	○
協働性	・協働で事業を実施することにより、単独で行うよりも高い相乗効果が期待できるか	○	○	○	○
継続性・発展性	・事業に継続性・発展性が期待できるか ・ホームページや広報紙、SNS等を活用した積極的な情報発信が期待できるか ・イベント開催等の場合、一過性で終わらせない工夫がなされているか ・既存事業の場合、単なる財源の付け替えになっていないか	○			
積算内容の妥当性	・各所要経費の積算は妥当なものか	○	○	○	○

13 事業報告書の提出

- (1) 事業終了後は、速やかに事業完了報告書を提出してください。
なお、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいていただく必要があります。
- (2) 事業の実施期間中、事業の進捗状況等について報告書の提出を求める場合があります。

14 留意事項

- (1) 情報公開への同意
 - ア 事業の公正性、透明性を高めるため、応募状況と審査結果は、コラボステーション福岡ホームページや県ホームページ等で公開します。
 - イ 事業終了後は、事業実績をコラボステーション福岡ホームページや県ホームページ等で公開します。
 - ウ 開示請求がなされた場合、提出された書類は、福岡県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (2) 採択された団体の義務
 - ア 別途定める県の補助金交付要綱等の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

- イ 県(寄附者を含む。)が活動現場にて行う事業の実施状況確認に協力していただきます。また、オンラインツールを用いて実施状況確認を行う場合もあります。
- ウ 事業実施後は、事業評価を行うとともに、事業報告会に出席していただきます。
- エ 本事業は、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附金を原資として実施しています。事業実施に当たっては、当事業が「福岡県共助社会づくり基金」を活用して実施していることを広報に盛り込んでください。
- オ 実施事業の内容やその成果について、団体のホームページ等への掲載や報道機関への情報提供などにより、県民の皆さんに向けて積極的な情報発信を行ってください。

15 事業スケジュール(予定)

スケジュールは変更となる場合があります。

日程	項目
令和7年3月17日(月)) 令和7年4月25日(金)	募集期間
令和7年3月28日(金) 10:00~	事業説明会(オンライン) ※詳細は、コラボステーション福岡ホームページをご覧ください。
令和7年4月下旬	書類確認 必要に応じてヒアリング等
令和7年5月19日(月) 令和7年5月20日(火)	審査会(オンライン) ※1次審査として書類審査を行い、プレゼンテーションの対象事業を、予め選定する場合があります。
令和7年6月上旬 ~6月中旬頃	採択事業の決定
令和7年6月下旬頃	補助金の交付申請及び 交付決定
交付決定の日から 令和8年3月末まで	・事業実施 ・必要に応じて概算払いも可能 (事業終了後に精算が必要)

事業完了後30日以内 又は令和8年4月10日の いずれか早い日まで	・実績報告書の提出 ・実績報告書の精査後、補助金の精算
令和8年2月下旬頃(予定)	事業報告会

16 ご寄附をいただいた方の紹介

本事業は、次の皆様の寄附を財源に実施します。
寄附者の皆様、ありがとうございました。

【自由提案型】

イオン九州株式会社 様
株式会社ダイエー 様
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 様

【テーマ型 災害支援枠】

九州朝日放送株式会社 様

【テーマ型 困難な状況にある子どもの支援枠】

大坪GSI株式会社 様

【テーマ型 健康増進枠】

明治安田生命保険相互会社 様

